

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☝ 小規模企業共済制度の解約手当金

Q：私は現在55才で、10年前に小規模企業共済制度に加入しましたが、今月、契約を任意解約し、解約手当金を受け取りました。この解約手当金の取り扱いを教えてください。

A：解約手当金は一時所得となります。

【解説】

小規模企業共済制度により一時金の支給を受けた場合、次のものは退職所得とされ、それ以外のものは一時所得とされます。

- (1)共済金……掛金納付月数が6カ月以上の共済契約者に次の事由が生じた場合の共済金
- ①事業の廃止（法人成りによる場合等を除く）
 - ②法人の役員が疾病、負傷又は死亡によりその法人の役員でなくなったこと
 - ③65才以上で掛金納付月数が180カ月以上の共済契約者から、上記①、②の事由が生じないで共済金の請求があったこと
- (2)解約手当金
- ①掛金納付月数が12カ月以上の個人事業主及び法人の役員で65才以上であるものが任意に共済契約を解除した場合に支給される解約手当金
 - ②個人事業の法人成りによる事業の廃止等及び法人の役員が上記(1)の共済金支給事由に該当しないでその法人の役員でなくなった場合に支給される解約手当金

ご質問の場合、上記(1)、(2)に該当しませんので一時所得となります。この場合、掛金については、小規模企業共済等掛金控除として支払段階で控除されているものと考えられますから、一時所得の計算上控除されません。

